

南国市中小企業振興事業費補助金（お土産品開発事業）募集要領

1 趣旨

令和 7 年 3 月 31 日より南国市名誉市民である漫画家やなせたかし先生ご夫婦をモデルとした連続テレビ小説「あんぱん」（NHK）の放映が始まりました。

南国市には、やなせたかし先生が少年時代を過ごしたごめん町があり、晩年には「ごめん」という地名の特異性を活かしたごめん町の活性化にご尽力いただきました。

そこで、やなせ先生の功績や精神を顕彰するとともに、放送を契機として南国市を訪れる観光客に対して訴求力の高いお土産品を新たに開発する市内の事業者等を支援するため、その開発に要する経費を補助します。（上限 5 0 万円）

2 概要

（1）補助対象者

南国市内に事業所を有する中小企業基本法第 2 条第 1 項各号に定めるもの、協同組合等、商工会及び市民活動団体のうち、次に掲げる条件を満たすものとします。

ア 南国市税の滞納がないこと

イ 許認可等が必要な事業を営む場合は、該当する許認可等を取得していること

ウ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 2 3 年法律第 1 2 2 号）第 2 条第 1 項に規定する風俗営業（同項第 2 号及び第 8 号を除く。）又は同条第 5 項に規定する性風俗関連特殊営業に該当する事業を行うものでないこと

エ 代表者又は役員が南国市暴力団排除条例（平成 23 年南国市条例第 4 号）第 2 条第 1 号に規定する暴力団又は同条例第 2 条第 2 号に規定する暴力団員に該当しないこと

（2）補助対象事業

連続テレビ小説「あんぱん」（NHK）や「ごめん」等をテーマとした、観光客に対して訴求力の高いお土産品の開発を行う事業とします。

- ・ 既存商品のパッケージリニューアル等は補助対象外となります。
- ・ お土産品として、自店舗等で継続して当該商品の販売に努めていただきます。
- ・ 当事業により開発したお土産品は、南国市観光案内所（R8.2.8 まで営業）にて委託販売が可能です。

※販売を希望される方は、下記までお問い合わせください。

＜南国市観光案内所＞

営業期間： 令和 7 年 3 月 2 1 日から令和 8 年 2 月 8 日まで

所 在 地： 南国市駅前町 2-7-23

問合せ先： （一社）南国市観光協会 TEL:088-855-3985

U R L: <https://www.nankoku-kankou.jp/life/dtl.php?hdnKey=1651>



(3) 補助対象経費

区分	内容
謝金	商品の開発にあたり、アドバイスをもらうために要する専門家への謝金、知的財産権の事前調査に要する弁理士への報酬等
旅費	商品の開発にあたり必要となる市場調査等に係る交通費等
原材料費	商品の開発に直接使用する材料等の購入に要する費用等
機械装置の購入又は借用に要する経費	商品の開発に必要と認められる機械装置の購入・借用に要する費用等（パソコン、プリンターなど汎用性の高いものは除く）
試験分析外注費	商品の開発に直接必要となる試験分析に要する外部機関への委託費等
技術指導受入費	商品の開発にあたり、外部からの技術指導を特に必要とする場合、技術者等に支払う経費等
市場調査費	商品の開発にあたり、必要となる市場調査の委託費等
デザイン外注費	商品パッケージのデザイン料、商品写真の撮影費等
試作品開発委託費	商品の開発に直接必要となる試作品開発等に要する外部機関への委託費等

(4) 補助金の額

補助対象経費の合計額とし、上限50万円（1,000円未満切捨て）とします。

3 交付申請手続き

1 事業者につき、申請は1件までとします。なお、1件の申請に含む開発商品数は問いません。

(1) 申請受付期間

随時（予算がなくなり次第終了とします）

(2) 申請方法

郵送又は南国市役所3階商工観光課まで持参のうえ提出してください。

郵送先：〒783-8501 南国市大桶甲2301 南国市商工観光課商工観光係

(3) 申請書類

ア 南国市中小企業振興事業費補助金交付申請書（南国市中小企業振興事業費補助金交付要綱（以下「要綱」という。）様式第1号）

イ 事業計画書（要綱別紙1）

- ウ 収支予算書（要綱別紙２）
- エ 南国市税を滞納していない証明書
- オ 定款又は会則（個人の場合は、不要）
- カ 直近の決算書類又は総会資料等（個人の場合は、直近の確定申告書の写し）
- キ 各種見積書
- ク 法人登記事項証明書（個人の場合は、住民票）
- ケ 暴力団排除に関する誓約書及び照会承諾書
- コ 旅費を申請する場合は、旅行行程を確認できる書類
- サ 試作品開発委託費を申請する場合は、具体的な商品イメージの分かる書類
- シ その他市長が必要と認める書類

（４）申請に係る注意事項

- ア 申請書類は、原則Ａ４サイズ（日本産業規格）とし、片面印刷で作成したものを提出してください。
- イ 申請書類に不足等がある場合は、追加書類の提出や書類の修正の連絡をさせていただきます。
- ウ 提出いただいた申請書類は返却しませんので、予めご了承ください。
- エ 補助対象事業を確認するため、市職員が訪問する場合があります。
- オ 交付決定を受けた事業内容から、内容が変更となる場合は、事前に市の承認が必要となります。

４ 申請受付後の流れ

（１）書類審査

申請書類をもとに、書類審査を行います。必要に応じて事業内容についてヒアリングをさせていただきます。

（２）審査会

要綱第６条の規定に基づく審査会を行いますので、出席していただきます。
なお、審査会の開催日時等につきましては別途ご案内します。

（３）交付決定

書類審査及び審査会の結果を踏まえて、申請者の方へ交付決定通知又は不交付決定通知を送付します。

- （４）補助事業完了後は、補助事業の完了日から起算して３０日を経過した日又は令和８年３月３１日（火）のいずれか早い日までに実績報告書に關係書類を添付して提出してください。

※（４）については、採択事業者へ詳細を改めてご説明します。

5 問合せ先

南国市役所商工観光課商工観光係

TEL：088-880-6560

E-mail：n-shoukou@city.nankoku.lg.jp